

○総務省告示第三百五十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十二第四号、第五十八条の二の十一第四号及び別表第二号第63並びに別表第三号54の規定に基づき、二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

総務大臣 樽床 伸二

二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、次の条件に適合すること。

一 不要発射の強度の許容値

1 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は五〇マイクロワット以下、帯域外領域における不要発射の強度の許容値は一〇〇マイクロワット以下とし、参照帯域幅は一MHzとする。ただし、二二・〇GHzを超え二三・二GHz以下及び二三・六GHzを超え二五・〇GHz以下の周波数範囲においては、次のイ又はロのいずれかの表の許容値を適用する。

イ 二二・〇GHzを超え二三・二GHz以下及び二三・六GHzを超え二五・〇GHz以下の周波数範囲におけ

る不要発射の強度の許容値

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
22. 0GHzを超え22. 7GHz以下	任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が－70デシベル（1 ミリワットを 0 デシベルとする。以下同じ。）以下の値
22. 7GHzを超え23. 0GHz以下	任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が－65デシベル
23. 0GHzを超え23. 2GHz以下	任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が－63デシベル
23. 6GHzを超え23. 8GHz以下	任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が－63デシベル
23. 8GHzを超え24. 1GHz以下	任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が－65デシベル
24. 1GHzを超え25. 0GHz以下	任意の 1 MHzの帯域幅における平均電力が－70デシベル

ロ 二二・〇GHzを超え二三・二GHz以下及び二三・六GHzを超え二五・〇GHz以下の周波数範囲における不要発射の強度の許容値

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
22.0GHzを超え22.7GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-40デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下同じ。）以下の値
22.7GHzを超え23.0GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-35デシベル
23.0GHzを超え23.2GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-33デシベル
23.6GHzを超え23.8GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-33デシベル
23.8GHzを超え24.1GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-35デシベル

24. 1GHzを超え25. 0GHz以下	任意の1 MHzの帯域幅における平均電力が-40デシベル
-----------------------	------------------------------

2 二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備  
 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は五〇マイクロワット以下、帯域外領域における不要発射の強度の許容値は一〇〇マイクロワット以下とし、参照帯域幅は一MHzとする。ただし、二二・〇GHzを超え二三・二GHz以下及び二三・六GHzを超え二五・〇GHz以下の周波数範囲においては、次の表の許容値を適用する。

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
22. 0GHzを超え22. 7GHz以下	任意の1 MHzの帯域幅における平均電力が-40デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下同じ。）以下の値
22. 7GHzを超え23. 0GHz以下	任意の1 MHzの帯域幅における平均電力が-35デシベル

23. 0GHzを超え23. 2GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-33デシベル
23. 6GHzを超え23. 8GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-33デシベル
23. 8GHzを超え24. 1GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-35デシベル
24. 1GHzを超え25. 0GHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-40デシベル

## 二 空中線電力

### 1 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

前項第1号イの不要発射の強度の許容値を適用する場合には五〇〇ミリワット以下、前項第1号ロの不要発射の強度の許容値を適用する場合には五ミリワット以下とする。

### 2 二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備 一ワット以下とする。

## 三 占有周波数帯幅の許容値

次の表の左欄に掲げる変調方式を使用した無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表

の右欄に掲げるとおりとする。

変調方式	占有周波数帯幅の許容値
振幅変調	$f_H - f_L$ $f_H$ : 伝送に用いる最高周波数 $f_L$ : 伝送に用いる最低周波数
周波数変調	25.0MHz
四相位相偏移周波数変調	33.0MHz
一六値直交振幅変調	33.0MHz
六四値直交振幅変調又はこれと同等以上の性能を有するもの	6.0MHz

直交周波数分割多重方式	5.7MHz
-------------	--------